

週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進するため、週休2日工事を本要領により実施する。

2. 対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、予定価格（税抜き）150万円以上で、受注者から希望があったものを対象とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 現場作業が短期間（1ヶ月程度未満）で完了する工事
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が求められるなどの理由により、事業主管課と協議が整わなかった工事*
※早期供用が求められる工事、出水期等施工時期が限定される工事など
- (3) 営繕工事施行事務規程に基づき施行する工事

3. 週休2日の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所（休日）は、土日に限定しない。祝祭日を現場閉所とした場合も休日を含む。悪天候で現場作業ができないときは、当日の作業開始前までに現場閉所と判断した場合は休日扱いとする。

ただし、空港事業（「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事）は祝祭日を現場閉所とした場合でも休日に含まない。

(2) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。

ただし以下の期間を除く。

- 年末年始6日間および夏季休暇3日間
- 工場製作のみを実施している期間・工事全体を一時中止している期間
- 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間*

※受注者の責によらず発注者の指示により現場作業を余儀なくされる期間など

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 実施の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、特記仕様書により本要領の対象工事であることを明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

(2) 受注者は、週休2日を希望する場合、工事着手までに工事打合簿により監督員に申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(3) 受注者は、施工計画書に週休2日確保を考慮した計画工程表を添付し、監督員に提出するものとする。

(4) 受注者は、休日の確保状況を実施工程表、工事日誌等により監督員に報告することとする。

(5) 発注者は、4週8休の達成状況に応じて、必要な費用の計上、工事成績評定での加点を行うものとする。

5. 必要な費用の計上

別紙1による。

6. 工事成績評定の加点

和歌山県県土整備部工事成績評定要領による。

7. 週休2日の確認方法

(1) 休日の確保状況は、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。

(2) 対象期間28日(4週)を1期間として1期間単位で期間内に8日間の現場閉所日があることを確認する。

8. 週休2日の評価方法(別紙2参照)

(1) 各期間における現場閉所日数(ただし、8日以上は8日とする。)を平均し対象期間における4週あたりの休日確保日数とする。

(2) 費用の計上に伴う変更契約等に時間を要することから、工事着手日から現場完成日直前の1期間の末日までを対象に評価するものとする。

9. その他

(1) 受注者は週休2日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

(掲示の例)

<p style="text-align: center;">「週休2日工事に取り組んでいます」</p> <p style="text-align: center;">この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。</p> <p>現場閉所予定</p> <p style="text-align: center;">○月○日、○日、○日・・・</p> <p style="text-align: center;">原則○曜日、○曜日 など</p> <p style="text-align: right;">発注者 ○○振興局建設部</p> <p style="text-align: right;">受注者 ○○建設株式会社</p>

- (2) 受注者は対象外の他の現場も含め休日とすることが望ましいが、他の現場も含めた休日確保の確認は困難なため、対象外の他の現場の休日については努力義務とする。
- (3) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。
- (4) 4週8休を達成できなかった場合、工事成績評定において減点評価は行わない。

附 則

- この要領は、平成31年1月1日から適用する。
- この要領は、令和元年6月20日から適用する。
- この要領は、令和2年8月1日から適用する。

○必要な費用の計上方法

次に掲げる経費について各事業毎に定める補正係数により補正し変更契約を行う。

○土木工事(空港事業、港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)を除く)の補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.04	1.03

※土木機械設備工事については、労務費の補正は行わない。

※市場単価については、補正は行わない。

○空港事業(「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事)の補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	—	—
機械経費 (賃料)	1.04	—	—
共通仮設費	1.03	—	—
現場管理費	1.04	—	—

○港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)の補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05 ※港湾5職種除く	—	—
機械経費 (賃料)	—	—	—
共通仮設費	—	—	—
現場管理費	—	—	—

※港湾5職種:高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員

※市場単価については、補正は行わない。

○週休2日の確認方法

現場着手日から評価の対象とする。
現場着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
現場閉所 休日②	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29
12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23
3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30
3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6
4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25
5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22

現場着手日までは対象外

○1期間目
⇒ 4週7休

○2期間目
⇒ 4週8休

年末年始6日間は対象外

○3期間目
⇒ 4週9休
4週8休
(8休以上は8休とする)

○4期間目
⇒ 4週8休

○5期間目
⇒ 4週7休

○6期間目
⇒ 4週5休

○7期間目
⇒ 4週7休

現場完成日直前の1期間の末日以降は評価対象外

現場完成日直前の1期間の末日までを対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理のための測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

○各休日達成状況の平均を全期間を通じての達成状況とする。
 $(7 + 8 + 8 + 8 + 7 + 5 + 7) / 7 = 7.14$
⇒ 達成状況は4週7日以上4週8休未満とする。